法第九十条第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条第二項第三号
法第九十条の三第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条の四第二項第四号
平成十六年改正法附則第十九条第一項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）又は同条第二項の規定による申請（同項第一号に該当することによる申請に限る。）	第七十七条の五第二項第三号

2　第七十七条第二項、第七十七条の四第二項、第七十七条の五第二項及び前項の規定にかかわらず、免除等申請者は、申請書に申請者等の所得の状況を明らかにすることができる書類を添えて提出しなければならない場合において、当該申請者等が、申請書に所得がない旨の記載のある者又は扶養親族等若しくは地方税法第三百十七条の二第一項ただし書の規定により同項の規定による申告書を提出する義務がない者であると厚生労働大臣が確認できる者であるときは、当該書類又は前項の申立書を添えることを要しないものとする。

第九十九条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　第八十五条の三第一項及び第二項の規定による確認

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第七十七条の六第十九号の次に一号を加える改正規定は、平成二十六年九月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一一（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年八月二十九日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二―六三

人事院規則九―一一（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「警視総監」の下に「、金融国際審議官」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一一三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年八月二十九日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一一三―一九

人事院規則九―一一三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一一三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「及び同庁に置かれる職」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年八月二十九日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―三四

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「警視総監」を「警視総監
金融国際審議官」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣官房告示第一号

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十一条の九第一項の規定に基づき、幹部候補育成課程の運用の基準を次のように定め、平成二十六年八月二十九日から施行する。

平成二十六年八月二十九日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

幹部候補育成課程の運用の基準

第1　運用全般に関する基準

1　本基準の趣旨

国家公務員一人一人が国民全体の奉仕者として、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することが求められており、特に管理職員、ひいては幹部職員については、行政の専門家としての能力を有するとともに、府省横断的な行政課題に対し、縦割り行政の弊害を排して、政府全体の立場に立って判断し得る高い見識と幅広い視野を有する人材であることが求められている。各大臣等は、このような観点から、将来において幹部職員の候補となり得る管理職員としての職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するため、国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）の規定に基づき幹部候補育成課程（以下「課程」という。）を設け、本基準の定めるところに従い運用するものとする。

2　各大臣等の責務

(1)　各大臣等は、各府省等（内閣府、各省、会計検査院及び人事院その他幹部候補育成課程が設けられる機関をいう。以下同じ。）における課程の運用に当たっては、高い見識と幅広い視野、所管行政に係る専門性、政策の企画立案及び業務の管理に係る能力並びに倫理観等を備えた人材の育成が喫緊の課題であることに鑑み、高い意欲と能力を有する職員を適切に選定した上で、管理職員に求められる職務遂行能力の修得に必要な研修を受講する機会及び勤務を経験する機会を集中的に付与することにより、課程対象者の総合的かつ計画的な育成を図るものとする。この際、高い意欲と能力を有する女性職員についても課程対象者として選定し積極的な育成を行うものとする。

(2)　各大臣等は、各府省等における課程の運用に当たっては、全ての課程対象者が、国民全体の奉仕者としての強い自覚と責任感の下、全力を挙げて自らの職務を遂行するとともに、積極的かつ主体的に自らの能力の開発及び向上を図ることができるよう、環境整備等に努めなければならない。

(3)　各大臣等は、各府省等における課程の運用に当たっては、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならない。

(4)　各大臣等は、各府省等における課程の運用に当たり、仕事と生活の調和を図る観点から、課程対象者が妊娠、出産若しくは育児又は介護等のため配慮が必要となる場合は、弾力的な運用を行うものとする。

(5)　各大臣等は、職員が課程対象者であることや課程対象者であったことにとらわれて、管理職への昇任その他の人事管理を行ってはならない。